

## 吹田市規則第62号

### 吹田市個人情報の保護に関する法律施行細則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吹田市条例第36号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (写しの作成等に要する費用)

第2条 条例第5条に規定する写しの作成及び送付に要する費用については、吹田市情報公開条例施行規則（平成14年吹田市規則第39号）第14条の規定を準用する。

#### (運用状況の公表の方法)

第3条 条例第16条の規定による運用状況の公表の方法については、吹田市情報公開条例施行規則第15条の規定を準用する。

#### (請求書等の様式)

第4条 法の規定により作成する請求書等の様式は、市民部長が定める。

#### (委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民部長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### (吹田市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 吹田市個人情報保護条例施行規則（平成14年吹田市規則第40号）は、廃止する。

#### (吹田市個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の吹田市個人情報保護条例施行規則の規定によりなされた自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止に係る手続については、なお従前の例による。